

# 社会福祉法人紹隆会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紹隆会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

## (役員報酬)

第3条 当法人の役員報酬は支給しないものとする。

## (費用弁償)

第4条 理事、監事及び評議員が理事会・監事会・評議員会への出席、施設の行事に参加した時に支出した諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

## (重複支給の防止)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、原則この規程を適用しない。

## (改 廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附則

この規程は、平成29年6月24日より適用する。

